



福島県における 環境回復のあゆみ

除染による空間線量率の低減など、福島県の環境回復に向けた取組についてお伝えします。

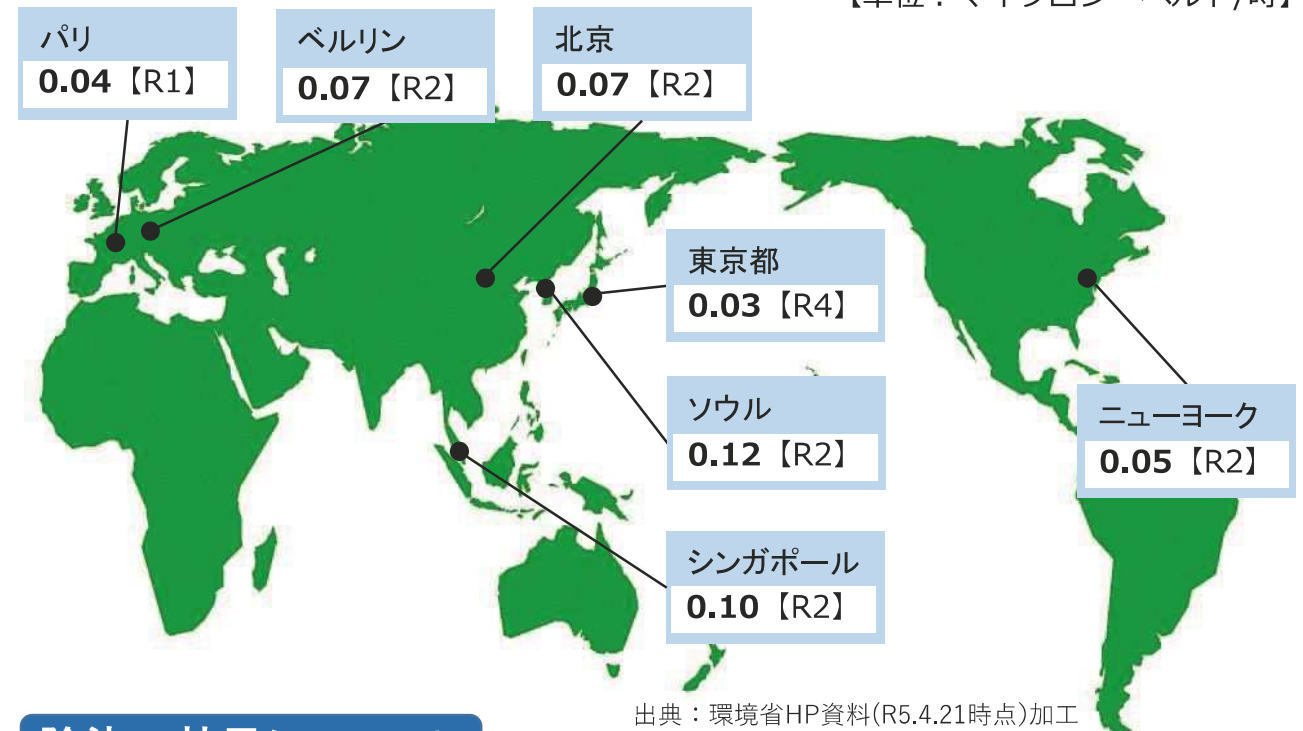
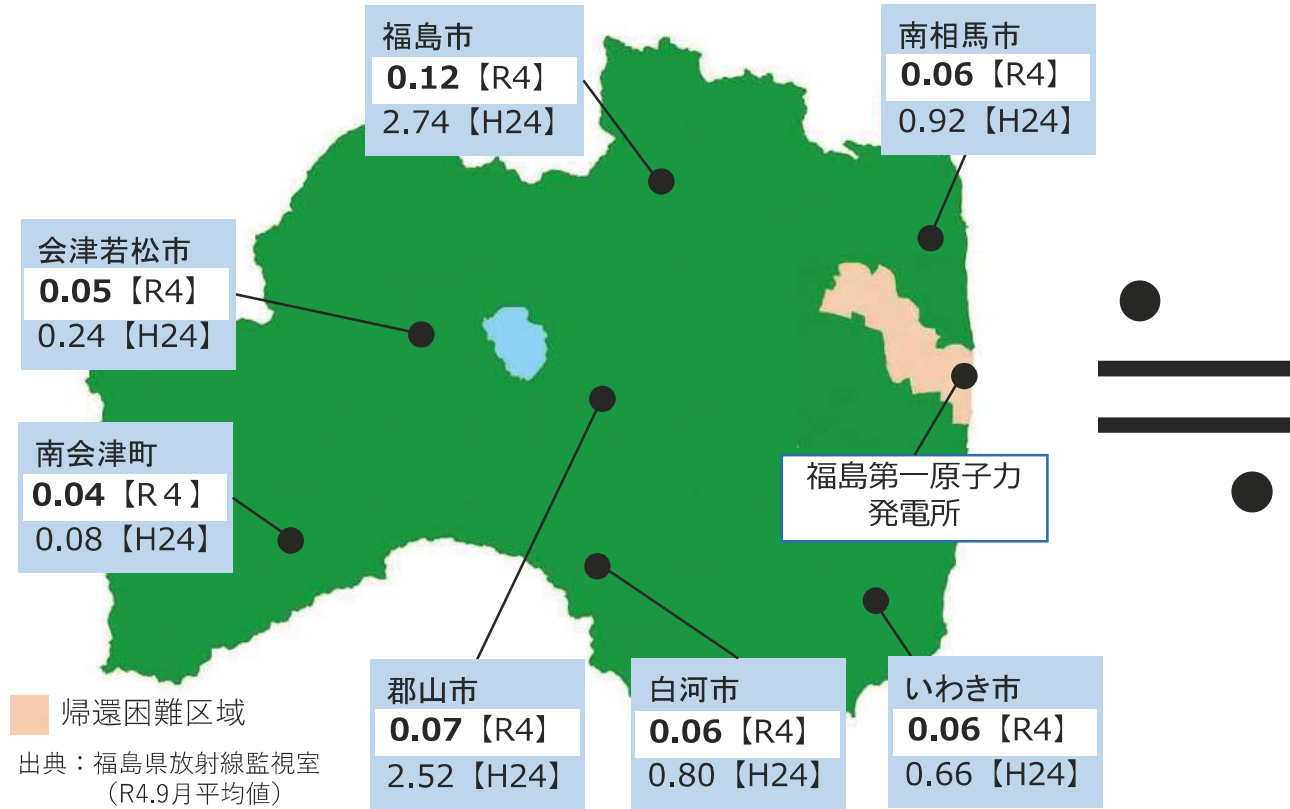


令和5年5月
福島県

福島県内の空間線量率について（令和4年度の状況）

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質が環境中に放出されましたが、**県内の空間線量率は、**除染や自然減衰などにより**大幅に低減**し、現在では**国内外の主要都市とほぼ同水準**となっています。

【単位：マイクロシーベルト/時】



様々な場所での除染

放射性物質による人の健康や生活環境への影響を速やかに低減させるため、汚染された土地や建物など、様々な場所で除染を実施してきました。

○住宅



外壁の拭き取りや、雨どいの堆積物の除去、庭の表土の削り取りなどを行いました。

○森林（生活圏）



住宅などの近くの森林では、落ち葉や落ちた枝などを取り除きました。

○農地



田畑では、通常より深く耕す「深耕」や上下の土を入れ替える「反転耕」などを行いました。

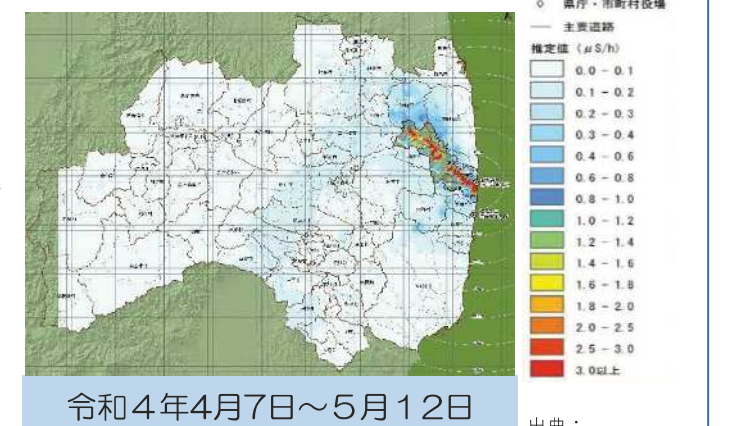
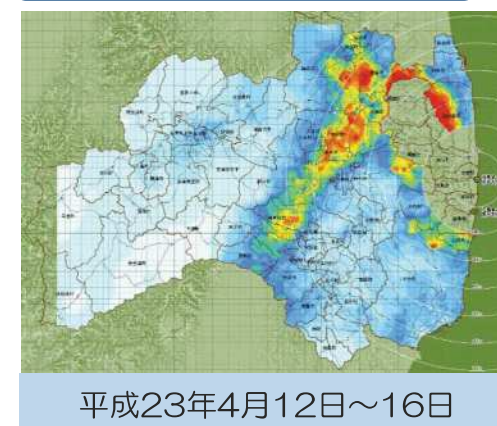
○道路



手作業などで除去できる堆積物を取り除き、それでも効果が得られない場合は、高圧水による洗浄などを行いました。

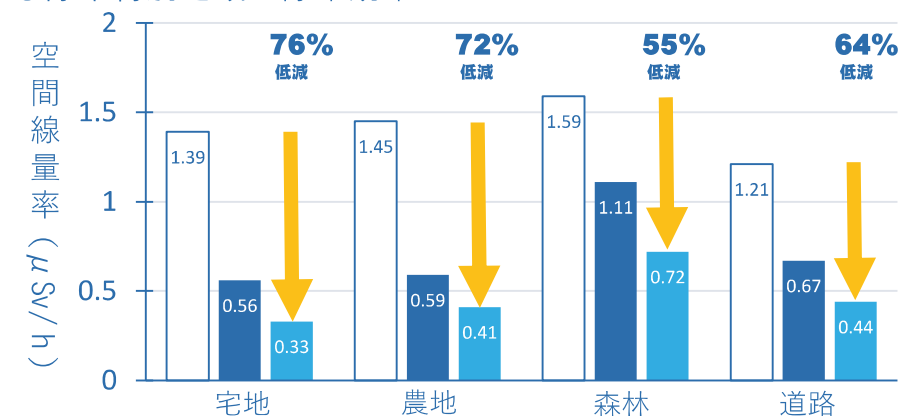
※ 平成30年3月までにこれらの除染は完了しています。（帰還困難区域を除く）

除染の効果について



県内の空間線量率の分布を示した地図です。除染の効果や自然減衰等により、令和4年は、平成23年と比べて空間線量率が高いエリア（黄色～赤色の部分）が大幅に減少していることが分かります。

◎除染特別地域の除染効果



出典：環境省HP資料(R5.4.21時点)加工

□ 除染前
■ 除染後
■ 事後モニタリング

※「除染特別地域」とは、基本的には、事故後の空間線量率が比較的高かった地域（年間積算線量20mSv超のおそれ）と、福島第一原発から20km圏内の地域が指定されており、国が除染の計画を作り事業を進める地域です。

※棒グラフの数字は、宅地、農地、森林、道路の各時点での空間線量率の平均値を示しています。

※「事後モニタリング」は、除染終了後、おおむね半年から1年後に、除染の効果が維持されているかを確認するために実施しています。

除染で取り除いた土（除去土壌）のゆくえ

除染で発生した除去土壌等は、県内各地の仮置場で一時的に保管された後、中間貯蔵施設で集中的に安全に保管されます。



- 福島県内の除染は、帰還困難区域を除き平成30年3月までに対象とする43市町村の面的除染が完了し、発生した除去土壌等、約1400万 m^3 （東京ドーム容積の約11倍）は、順次「中間貯蔵施設」へ輸送されることになりました。
- その輸送は、平成27年3月に開始され、帰還困難区域のものを除き、令和4年3月末までにおおむね完了しました。
- 除去土壌等の福島県外での最終処分は、国の責務として、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に行うことが、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法で定められています。

さらに詳しい情報は、こちらでご覧いただけます

○福島県復興情報ポータルサイト
「東日本大震災・原子力災害からの復旧・復興」⇒「廃炉・除染等の取組」
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/>



○環境省除染情報サイト
<http://josen.env.go.jp/>



○環境省中間貯蔵施設情報サイト
<http://josen.env.go.jp/chukanchozou/>



○環境再生プラザ
<http://josen.env.go.jp/plaza/>



○中間貯蔵工事情報センター
https://www.jesconet.co.jp/interim_infocenter/



【表紙写真】

左上は屋根を除染している様子、右上は除去土壌等の仮置場、左下は除去土壌等の輸送車両、右下は中間貯蔵施設（土壌貯蔵施設）です。